

## 「3.11.被災花卉生産者のための義援金」の配分ルールについて

平成 23 年 8 月 31 日

花葉会会長 安藤敏夫

以下の文面を「東北地方太平洋沖地震で被災した花卉生産者の会」へお渡ししてあります。皆さまからの義援金は、このルールに従って被災した花卉生産者に届けられます。なお、このルールは安藤が提唱し、[東北地方太平洋沖地震で被災した花卉生産者の会]の構成員とやり取りして、合意を得たものです。

~~~~~

### 基本的配分ルール

生産施設など、花卉生産に必須な施設など（生産基盤）に対する被害の程度を目安として、義援金を傾斜配分する。原発事故によって実質的に生産基盤に被害を受けた場合も含むこと。

### 義援金の配分のためのガイドライン

#### 1. 「生産施設など、生産基盤の被害」に対する考え方

花卉生産者である以上、必ず生産施設をもっているはずで、生産者にとって生産施設は、人間にとっての心臓みたいなものです。生産施設に大きな被害を受けると収入が途絶え、復興に必要な様々な仕事にブレーキがかかります。そのため「3.11.被災花卉生産者のための義援金」は「生産施設など、生産基盤の被害」の程度を目安として傾斜配分するのが、被災された生産者にとって公平と考えます。

「生産施設など」と表現しましたが、生産施設に限定しない理由は、例えば津波や液状化によって圃場が生産に適さない状態になった場合も、「生産施設の被害」と同様に収入が途絶えてしまうからです。

このように「生産施設など、生産基盤の被害」を重視してはいますが、義援金は生産施設を復活させるためにお渡しするものではありません。「生産施設など、生産基盤の被害」を「目安」として配分額を決めて頂くのですが、義援金の使途に制限は設けません。全国の花卉生産者から浄財を頂いても、被災者があまりに多いので、お渡しできる金額はわずかになってしまうでしょうから。

義援金が、せめて「全国に仲間がいるんだよ。応援しているよ。負けるんじゃないよ。」という思いを乗せて、復興をためらったり、諦めそうになったり、疲れているであろう被災地の花卉生産者の背中を後押しする力になってくれることを願っています。

## 2. 「原発による被害」に対する考え方

福島県の避難指示圏にいる花卉生産者は、避難しなければならないことから、生産施設の被害に係らず生産ができません。このことも「生産施設など、生産基盤の被害」と判断して、支援の対象として下さい。いずれ東電や政府からの保障があるでしょうけど、いつになるか分からず、当面の収入が途絶えて復興の妨げになっている点を考慮したいと思います。避難先で生産を再開された方も配分の対象として下さい。

## 3. 「ご家族の被災」に対する考え方

ご家族が亡くなられたり、行方不明の方もおられると思います。冷たいようですが、「ご家族の被災」についてもガイドラインを述べさせていただきます。標準的な「家族」の考え方は、2親等までの範囲でしょうから、花卉生産の中心人物の1親等（親と子）と2親等（祖父母・孫・兄弟姉妹）が亡くなられたり、行方不明であったり、重傷を負われた場合にも配分を考慮してください。「中心人物」は実質的な中心人物であればよく、世帯主でなくてもいいと思います。

## 4. 「花卉生産をあきらめた方々」に対する考え方

「生産施設など、生産基盤の被害」が原因で、花卉生産をあきらめてしまう方がおられる事を知っています。非常に残念です。「生産施設など、生産基盤の被害」に対する考え方で述べましたが、義援金は生産施設を復活させるためにお渡しするものではありません。そのため、花卉生産をあきらめる程の「生産施設など、生産基盤の被害」を受けた方々の心中を察して配分をお願いします。

## 5. 「家屋等、生活関連施設の被災」に対する考え方

結論： 「家屋等、生活関連施設の被災」は考慮しない

震災の範囲が極めて広く深刻なことから、義援金で何から何まで支援することは困難です。生産施設などに被害のあった生産者なら、家屋などにも被害があったことが予測できますが、「家屋等、生活関連施設の被災」を考慮すると、生産者にとっての心臓部である「生産施設など、生産基盤の被害」を考慮した配分が難しくなるので、残念ですが「家屋等、生活関連施設の被災」は考慮しないで下さい。

## 6. 「停電による被害」に対する考え方

結論： 「停電による被害」は考慮しない

地震後の停電によって、天窓やカーテンが閉められなくなったり、暖房できなくなったりして、植物が被害を受けた生産者は非常に多く、東北と関東の全域に広がっています。そのため、「家屋等、生活関連施設の被災」と同様、「停電による被害」を考慮すると、生産者にとっての心臓部である「生産施設など、生産基盤の被害」を考慮した配分

が難しくなります。

一方では、発電機を準備していたり、手動で天窓やカーテンを閉められる仕組みにしていたりして、被害を回避した生産者もいます。もし「停電による被害」を考慮することとなると、「保険」に加入していない人だけを救済するのと同じで、むしろ不公平になる面もあります。そのため残念ですが「停電による被害」は考慮しないで下さい。

#### 7. 「風評による被害」に対する考え方

結論： 「風評による被害」は考慮しない

風評被害は悩ましい問題です。最大の問題は「計り知れない」点でしょう。風評被害の時間的・空間的な範囲とその程度、どれも計り知れません。そうした意味で、残念ですが「風評による被害」も考慮しないで下さい。私としては花産業という「自由な国の自由な産業」に係る皆さまは、勇気をもって、知恵を出して、いかなる「風評被害」をも払拭して頂けるものと信じております。

#### 8. その他

当然のことではありますが、県ごとに被災状況が異なりますので、上記のルールやガイドラインと大きく矛盾しない範囲で、県ごとに独自の配分ルールを決めて頂いて結構です。但し、その際には、配分ルールの提示を求められる可能性が想定されますので、配分ルールを成文化しておくことをお勧めします。

以上。

~~~~~

## 花葉会事務局

271-8510 千葉県松戸市松戸648  
千葉大学園芸学部・花卉園芸学研究室内  
電話・FAX：047-308-8810  
e-mail（安藤敏夫宛）：andot@faculty.chiba-u.jp

担当：福山聡子  
勤務：火・木・金（9：00～16：00）

ホームページ： <http://www.kayokai.net/>